

協会けんぽ

ふくおか だより

11 月号
令和5年

従業員様が
対象

協会けんぽが実施する 健診後のサービスのご紹介

協会けんぽでは、加入者の皆様がいつまでも健康で過ごしていただけるように、健診結果で特定の項目が高い方を対象に「**特定保健指導**」や「**重症化予防**」を目的とした事業を行っています。



健診後のサービス①

特定保健指導

特定保健指導とは

健診を受けた結果、メタボリックシンドローム(メタボ)リスクのある40~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。

健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門職である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

<メタボ>とは

お腹周りに内臓脂肪がたまることで、高血圧・高血糖・脂質異常などが起こり、**生活習慣病になりやすくなっている状態**のことです。



このまま放置すると…
**心筋梗塞や脳卒中などの
重大な病気を引き起こす可能性が高くなります。**

特定保健指導の対象となる人はこんな人

健診を受けた40歳以上の方のうち

腹囲	男性 85cm以上 女性 90cm以上 or
BMI	25以上

以下の追加リスクが1つ以上ある方



血圧

血糖

脂質

喫煙

※喫煙については、血圧・血糖・脂質のリスクが1つ以上の場合のみに追加

【特定保健指導対象者に該当】



特定保健指導の3POINT

POINT1

費用は0円

特定保健指導にかかる料金は、協会けんぽが全額負担します。

通常は…

動機付け支援

12,200円

積極的支援

28,300円

0円

POINT2

専門職のサポート

専門知識に基づいたサポートが、定期的に受けられます。



保健師

病気を予防する健康管理のエキスパート

管理栄養士

健康を食事や栄養の側面から支える栄養管理のエキスパート

POINT3

選べる面談方法

面談方法は、お仕事のご都合に合わせてお選びいただけます。



対面実施

健診当日または事業所内で実施

オンライン実施

スマートフォン等で実施
土日・夜間の実施も可能

詳しくは協会けんぽ 福岡支部 保健グループにお問い合わせください!

☎092-284-5840

健診後のサービス②

未治療者に対する重症化予防

協会けんぽでは、生活習慣病の重症化を防ぎQOLの維持を図ることを目的に**病院への受診をお勧めするサービス**を実施しております。健診受診後6か月経過頃に事業所に看護師がご体調等をお電話でお伺いすることがありますので、**対象者の方へおつなぎいただき、健康増進にぜひご協力いただきますようよろしくお願いいたします。**



業務委託先

株式会社エム・エイチ・アイ TEL:0120-666-817(平日9:00~17:30 年末年始除く)

健康診断(特定健診)の受診をご案内ください

従業員のご家族様
(被扶養者)が対象

従業員様が安心してお仕事ができるように
ご家族様への健康診断受診のご案内をお願いします。

検査内容



自己負担額

無料 or **896円**

健診機関によって金額が異なります。

詳細は、**4月上旬に従業員様のご自宅宛てにお送りしているご案内**にてご確認ください。



※保険証と受診券(セット券)の記号番号が一致していない場合や、紛失された場合は、『特定健診受診券(セット券)申請書』を協会けんぽ福岡支部へご提出ください。申請書は協会けんぽホームページから印刷できます。

詳しくはこちら▶



提出はお済みですか？ 被扶養者状況リスト

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者様を対象に、被扶養者資格を満たしているかの再確認を毎年度実施しております。



対象 令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

※令和5年4月1日以降に扶養認定された方は、確認の対象外

提出期限 12月8日(金)まで

ご提出は今すぐ!

詳しくは
↓こちらから!↓



申請書・届出書は新様式をご使用ください

旧様式対応システムの稼働を終了しております。新様式の申請書・届出書をご使用ください。

新様式はこちら▶

